

半田市観光振興基金条例及び半田市地域整備基金条例の運用を定める要綱

（目的）

第1条 この要綱は、半田市観光振興基金条例及び半田市地域整備基金条例の運用を明らかにすることにより、適正な事務執行を図ることを目的とする。

（対象事業）

第2条 それぞれの基金は、次の事業に要する経費の財源に充てる。

- （1）半田市観光振興基金 第3期半田市まち・ひと・しごと創生総合戦略で位置づける観光振興事業
- （2）半田市地域整備基金 第3期半田市まち・ひと・しごと創生総合戦略で位置づける地域整備に資するための事業

附 則

- 1 この要綱は、令和8年3月6日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。